

指定・登録制度に関する検討状況について

資料3

指定制度

- 指定法人の選定に当たっては、外部の第三者等からなる委員会により、透明性を確保しつつ公正中立かつ厳正に審査。
- 手数料見直しに併せて第三者委員会が、業務実施状況を審査し、業務改善を指示。

【対応状況】

- 外部専門家等で構成する、「安全衛生関係指定制度運営評価会議」を新たに設置し、2月22日、指定法人の平成24年度事業計画(案)、収支予算(案)について検討し、改善を指導。

※ 主な指導事項

事業計画には、できるだけ定性的な目標ではなく定量的な目標を記載すること。

- 指定試験機関と指定登録法人を同一法人に集約。

【対応状況】

- 平成24年度から同一法人に集約。

手数料

○ 手数料全般

定期的に(3年に1回)、民間の有識者を構成員とする第三者委員会により、適正なコストであるかどうか厳正に審査。

○ 労働安全・衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験

一層の経費削減に努めた上で、平成26年度までの間に収支均衡を図るべく計画的に見直し。

【対応状況】

- 指定法人において新たに策定する中期計画に基づき経費削減策等の取組。

- 平成25年度に安全衛生関係指定制度運営評価会議において、指定法人の同計画への取組状況等を踏まえ、手数料の妥当性等について検討予定。

- 中期計画については、骨子案を2月22日の安全衛生関係指定制度運営評価会議で検討し、業務効率化の指標の設定等を指導(4月を目途に同会議で計画案を検討の上、決定予定)。

登録制度

- 民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提に、できる限り登録要件を緩和・見直し。

【対応状況】

厚生労働省労働基準局長通達「安全衛生法における登録検査・検定機関の登録基準に係る運用の一部改正について」を3月9日発出(4月1日より適用)。

- クレーン、ボイラー等の検査員・検定員の養成研修について、民間製造会社における設計・製造・検査の一定の実務経験を有する者を免除。

- 検査員・検定員を養成する研修の一部短縮を認める関係資格の範囲を拡大(一級ボイラー技士等)。

- 検査員・検定員(及びその指揮・業務管理者)の学歴要件を見直し、一定の実務経験があれば、工学関係以外でも可。

- 検査・検定に用いる機械設備について、登録期間全体に渡って使用できることを前提に賃貸借でも差し支えないことを明示。

安全衛生関係指定制度運営評価会議開催要綱

1 開催目的

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成 22 年 12 月 27 日）を踏まえ、安全衛生法関係法令に基づく指定事務について、指定制度の在り方及び国家試験等の手数料が適正なものとなっているか、労働政策審議会安全衛生分科会（以下「分科会」という。）の専門委員会において検討を行ったところである。

その結果、外部の有識者で構成される安全衛生関係指定制度運営評価会議（以下「会議」という。）を開催して、指定法人の業務実施状況を確認して改善指導を行うとともに、指定事務（試験等）の手数料が適正であるかについての確認等を行うこととしたものである。

2 確認事項

本会議では、報告書で指摘を受けた、「試験業務、登録業務のコストを適正に反映した手数料になっているか」、「現在のコスト自体が適正なものか」といった観点を念頭に置きつつ、以下の事項について確認を行うこととする。

なお、本会議の確認の結果を踏まえ、厚生労働省は必要に応じて、手数料の改定、指定法人への是正勧告や指導等を行うこととする。

①事業計画、収支予算

②中期計画（独立行政法人を参考に、手数料の見直しサイクルである三年を計画期間として策定）

③手数料額の適否（指定法人における事業改善、効率化に向けた取組状況や収支状況等を確認した上で、適正な手数料額について意見を取りまとめる。）

3 構成・議事等

（１）本会議は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。

（２）本会議には座長を置き、座長は会議の議事を整理する。

（３）会議は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求め、意見等を聴取することができる。

（４）会議は、公開を原則とする。

4 その他

会議の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課が行う。

安全衛生関係指定制度運営評価会議参集者名簿

○ 今村 肇 東洋大学経済学部総合政策学科教授

和田 義博 公認会計士、税理士

杉山 豊治 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長

三浦 武男 株式会社浅沼組執行役員・東京本店副本店長

北村 彰浩 株式会社神戸製鋼所人事労政部安全健康グループ長

五十嵐克也 日本商工会議所事業部部長

※ ○印は座長。